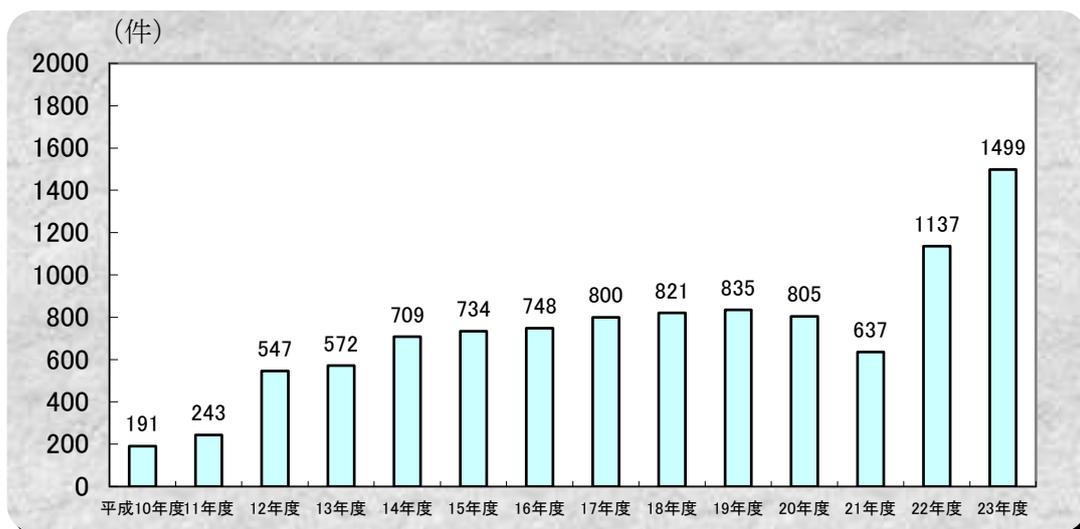


1 特 集

(1) 児童虐待防止対策 ～すべての子どもに明るい笑顔を～

児童虐待に関する悲惨な事件の報道が後を絶たず、深刻な社会問題となっています。ビジョンでも、「児童虐待防止対策」の項目を設け、課題と方向性、主要な取組を明らかにしたところですが、平成23年度の本県の児童相談センター（名古屋市を除く。）への児童虐待相談件数は1,499件と、平成22年度の1,137件に比べ362件増加し、過去最多件数を大幅に更新しました。

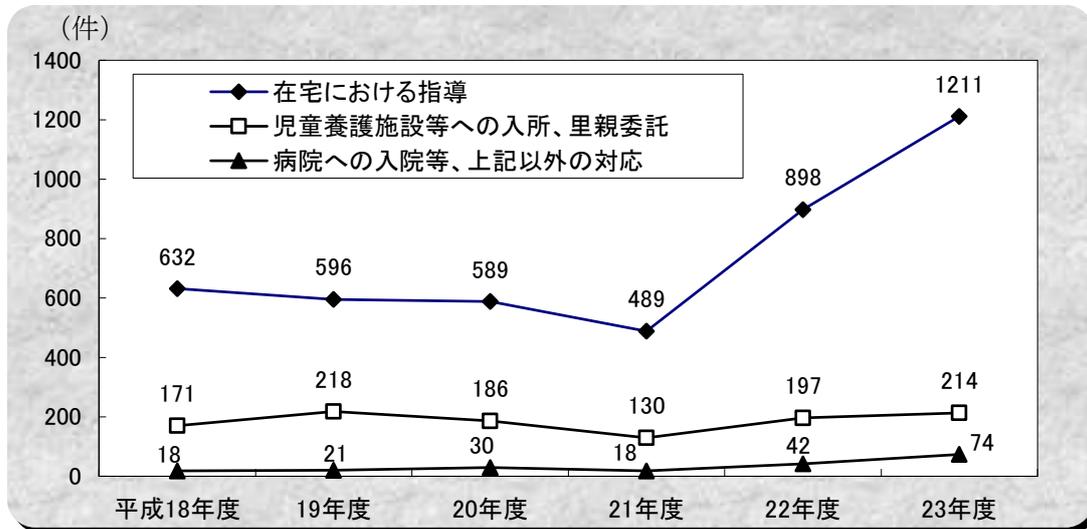
【児童虐待相談件数（愛知県）】



これは、オレンジリボンキャンペーン（虐待防止を呼びかける啓発事業）が定着してきたほか、平成22年7月に大阪市で幼い姉弟が放置され死亡した事件や平成23年10月に名古屋市名東区で発生した中学生の虐待死亡事件などの相次ぐ重大な児童虐待事件に関する全国的な報道を受けて、社会的な関心がより一層高まり、相談件数の増加につながったものと考えられます。

このことは、相談後の対応状況が、児童を保護者から分離する必要があると判断して施設等に措置した件数に大きな変化はなく、保護者から分離せず、在宅での指導や支援が可能な初期段階での相談が増加していることからもうかがえます。

【相談後の対応状況（愛知県）】



児童虐待は、子どもの心と体に深い傷を残すだけでなく、その後の人格の形成に大きな影響を及ぼします。虐待を予防することはもちろん、早期に発見し、対応することが重要です。

ここでは、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応、そして、児童虐待対策の中核的専門機関である児童相談センターの機能強化に関して、平成23年度の主な取組の実施状況を振り返ります。

※ 児童相談所と児童相談センターについて

児童福祉法第12条では、「児童相談所」を設置することが義務付けられています。本県では、この児童相談所業務を行う機関の名称を「児童相談センター」としております。本書では、愛知県固有の機関を示す場合のみ「児童相談センター」と、名古屋市やその他の自治体を含め、児童相談所業務を行う機関を総称する場合は、「児童相談所」と表記します。

児童虐待防止啓発

児童虐待の早期発見・早期対応は、市町村や児童相談所のみでの力で実現できるものではありません。保育所や幼稚園、学校、医療機関などを始めとする様々な機関や地域の方々が、虐待防止への意識を高め、情報を共有し連携することが必要です。

すべての子どもに明るい笑顔が輝くことを目指し、児童相談所を設置している愛知県の大村知事と名古屋市の河村市長は、平成23年7月に連名で、「児童虐待の根絶に向けた共同アピール」を表明し、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応への協力を、保護者や地域社会に向かって強く訴えました。

【児童虐待の根絶に向けた共同アピール】
虐待の根絶を訴える大村知事と河村市長



児童虐待の根絶に向けた共同アピール

子どもはかけがえのない宝であり、子どもたちの健やかな成長は皆の共通の願いです。

子どもたちの生命と安全を守るため、児童相談所を設置する愛知県と名古屋市は、緊密に連携し、全力を挙げて児童虐待防止に取り組むことを改めて確認しました。

児童虐待の根絶に向けて、子どもを虐待から守る地域づくりを推進するため、地域のみなさまにもご協力をお願いいたします。

【地域のみなさまへ】

- ◆ 地域の子どもたちを見守ってください。
地域での見守りがあると、子どもたちは安心して暮らすことができます。日ごろの近所づきあいや地域活動等を通して、子どもたちを見守ってください。
- ◆ 通告をためらわないでください。
通告者の情報は保護されます。少しでも気になる子どもがいたら、ためらわず通告してください。あなたの1本の電話が子どもの命を救うことになるかもしれません。

【保護者のみなさまへ】

- ◆ 気軽に相談してください。
子どもの成長とともに、「親」になっていくのです。誰でも子育てに悩みます。一人で悩まず、気軽に相談機関にお電話ください。

平成23年7月14日

愛知県知事 大村 秀 章

名古屋市長 河 村 たかし



オレンジリボンには、子どもの虐待を防止するというメッセージが込められています。
毎年11月の児童虐待防止推進月間には、オレンジリボンキャンペーンを実施しています。

また、児童虐待防止の象徴である「オレンジリボン」の普及・啓発を通して、多くの方に児童虐待問題に関心を持ってもらうため、毎年11月の児童虐待防止推進月間に「オレンジリボンキャンペーン」を実施し、児童虐待の防止を呼びかけています。

平成23年度は、「子どもの笑顔 大人みんなで守りたいから」をキャッチフレーズに、名古屋市と共同で、小学生以下の子どもと保護者による啓発パレードを実施しました。「子どもの笑顔」をプリントした傘を持った子どもと保護者が、大村知事らと一緒に、名古屋市・豊橋市内で、広く県民の皆様には虐待防止を呼びかけました。

虐待は、どの家庭でも起こりうるものであり、早期発見・早期対応が最も重要です。

今後も引き続き、保護者や地域の方々に相談を呼びかける啓発活動を実施する必要があります。

○ 日時 平成23年11月3日（木・祝）

○ 会場 名古屋会場：若宮大通公園等／豊橋会場：豊橋駅前広場等



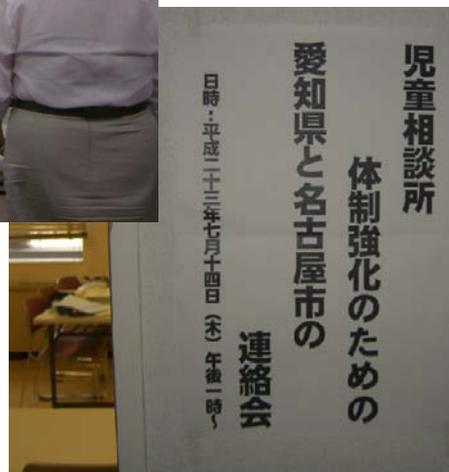
「児童相談所体制強化のための愛知県と名古屋市の連絡会」の設置

県内には、12か所（県設置：10か所、名古屋市設置：2か所）の児童相談所（児童相談センター）が設置されています。県と名古屋市が連携することで、児童相談所間の連携も深まり、情報共有が図られること、また、啓発事業や専門職員に対する研修事業を効率的に実施することができることから、平成23年5月に、「児童相談所体制強化のための愛知県と名古屋市の連絡会」を設置し、全6回開催しました。前述の知事と名古屋市長による「児童虐待の根絶に向けた共同アピール」や、オレンジリボンキャンペーン等も、この連携の一環として行われたものです。

今後も、児童相談所間の連携を強化するとともに、啓発事業や研修事業における名古屋市との協働を継続していく必要があります。

<主な協議内容等>

- 啓発事業の共同実施に関する協議
～オレンジリボンキャンペーン、新聞広告、テレビCMの共催～
- 研修の相互利用に関する協議
～児童相談所職員研修の相互利用体制の整備～
- 県・名古屋市・警察の連携に関する協議



県独自の妊娠届出書の作成

平成23年度の相談対応事例における主な虐待者は、実父母が全体の8割を超えており、その背景の一つとして、核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化などによる子育てへの負担感・不安感の増大が一因にあると言われています。特に妊娠中や出産後は、ホルモンバランスの変化から心身ともに不安定な状況となり、様々な悩みと相まって子どもへの虐待につながる場合もあります。

これまでも市町村では、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診等の機会を活用して、虐待へつながるリスク要因を有する家庭の把握と支援に努めてきましたが、妊娠・出産期といった、より早い時期からの支援開始が求められています。

妊娠した人は、母子保健法に基づき、市町村に妊娠の届出を行い、母子健康手帳の交付を受けることとなっていますが、この届出時は、妊婦と市町村が会うことのできるまたとない機会です。そこで本県では、この届出事項として国で定められたものに加え、妊婦の気持ちや困りごとなどを確認するため、以下の項目を盛り込んだ県独自の妊娠届出書を作成しました。

- 既婚・未婚
- 喫煙、飲酒の習慣
- 既往歴
- 妊娠が分った時の気持ち
- 最近1年間のうつ症状の有無
- 里帰りの予定の有無
- 「困っていること」「悩んでいること」「不安なこと」
- 困った時に助けてくれる人の有無

等12項目

この様式を使用することで、妊婦の抱える不安や悩みを市町村が把握することが可能となり、早期からの支援開始に有効な手段となります。

今後は、この様式を活用し、より適切にアセスメントすることで、妊娠期から支援の必要な人をスクリーニングする方法等について検討することが必要です。

また、保健師などの支援に従事する人材の資質向上を図ることも必要です。



児童虐待予防プログラム（愛知県版）の作成

平成15年7月から平成23年3月までの全国の虐待死亡事例（心中を除く）のうち、約4割を0歳児が、その約6割を0～2か月児が占めており、親になる人たちに対して、妊娠期や出産後間もない早い時期から児童虐待予防を視野に入れた教育や支援を行うことが重要です。

そこで県では、妊産婦とその家族や子育て家庭を対象とした児童虐待予防プログラムを作成しました。このプログラムは、以下の2種類の視聴覚教材（DVD）を活用し、赤ちゃんの泣き行動への理解や親子の愛着形成を促進する内容となっています。

医療機関、市町村、子育て支援機関等での子育て支援事業の場等において、このプログラムを活用することにより、乳幼児揺さぶられ症候群の予防とともに、愛着形成の促進、育児への不安感や負担感の軽減を図ります。

今後は、プログラムの内容等を検証するとともに、効果的な活用を促進を図ることが必要です。

①パープル・クライング	②赤ちゃんのこころを育む親と子のふれあい
<p>○赤ちゃんの泣き行動の特徴を理解し、安全な対応を心掛けるよう促す内容</p> <p>○「PURPLE（パープル）」＝生後5ヶ月の赤ちゃんの泣き行動の6つの特徴（何をしても泣き止まないときもあるなど…）を表す英語表記の頭文字</p>	<p>○赤ちゃんとかかわる楽しさを伝え、親と子のふれあいを促すことで、親子の絆の育みを支援し、自然な形で虐待予防に資する内容</p>
※米国乳幼児揺さぶられ症候群研究班作成	※愛知県がこのプログラムのために独自に制作
※産婦人科、小児科医療機関、助産所、市町村、保健所、児童相談センター、子育て支援センター等 1200か所へ配布	



歯科医療、歯科保健にかかわる人のための子どもの虐待対応マニュアルの作成

口腔所見が身体的虐待やネグレクトの早期発見に有効であるとの観点から、歯科医療、歯科保健関係者のための虐待対応マニュアルを作成しました。

本マニュアルは、多数の症例写真やチェックシートを使用し、虐待を見逃さないための診療手順や観察のポイント、発見時の適切な対応方法、連絡・通告先、その方法等について具体的に示しています。これを普及・活用することにより、デンタルネグレクトの概念を浸透させ、歯科医療・保健関係者へ早期発見の重要性を啓発するとともに、歯科医療機関の受診や学校歯科健診等の場を通じて、多くの子どもに対する養育状況確認のアプローチが可能となります。

今後も、本マニュアルを始め、これまでに作成した医療機関向けマニュアルや保育・教育機関向けマニュアルを活用するなど、専門性の高い啓発、支援を実施する必要があります。



～子どもの虐待予防マニュアルより
チェックシート（3歳児健診用）

3. 口腔・顔面・頰頰部の診査 (P29, 21, 22 参照)

○多数の歯冠欠損
○多数歯にわたるう蝕
○歯肉の赤腫
○歯肉・歯肉縁の腫脹
○歯肉の出血
○歯肉の萎縮
○歯肉の肥厚
○歯肉の退縮
○歯肉の腫脹
○歯肉の出血
○歯肉の萎縮
○歯肉の肥厚
○歯肉の退縮

4. 全身の診査 (P23 参照)

○赤皮
○打撲傷
○火傷 (たばこ、アイロン、熱湯)
○発疹

5. 子どもの様子 (P15 参照)

○身長、体重がある時期から増加していない、低い
○顔の形が変形している
○歯の生え方がおかしい
○歯が抜けない
○多動、落ち着きがない
○うそをつく
○嘔吐する
○かみつき
○泣き
○実行行動の異常 (むさぼり食い、盗食、暴行)
○自傷行為がある
○家族のコントロールが難しい
○だれにでもべたべたする
○表情、笑わない
○顔の表情をうかがう、ヒキビキしている、おひえがある
○顔になつかない、顔と離れたところを見ている
○真顔に甘える
○身体や衣服が清潔でない

6. 保護者の様子 (P14 参照)

○母子健康手帳をきっかけに得られるハイリスクな状態
○虐待状態
○経済的困窮
○子育ての状況
○子育ての困難
○保護者の既往歴 (酒、薬物依存、心療内科の受診、うつ病等)
○子どもへの接し方が不自然
○子どもに対して虐待的
○育児に対する不安がある、余裕がない
○離れた様子がある、表情が暗い
○しつこくに謝罪し、子どもをひどくしがる
○子どもの事柄に対する配慮がない
○気血や栄養状態が改善できない
○動物が二匹三匹する
○歯磨きでの歯磨き音が悪い
○子どもの状況、診断、治療に関心がない
○解決策がない
○得意なトピックをおこなう
○家庭、スタッフへの不満が多い
○経済的に余裕がない
○子どもにきちんとした其身事を与えていない
○周囲に子育てでも支援してくれる人がいない
○親と子の会話のアンバランス

★気になる点があれば健診票に記入し、保健師・歯科衛生士等 担当者に伝えてください
★診療所の場合は市区町村の子育て支援課等に連絡しましょう

子どもの虐待対応マニュアル準拠 マルトリートメントを防ぐために

※マルトリートメントとは子どもの虐待をより広く捉えた言葉です。(P3 参照)

子どもの虐待とは保護者がその子どもに対して行った、①身体的虐待 ②性的虐待 ③ネグレクト ④心理的虐待の4つの行為を言います。(P3 参照) ①と③は歯科と関係が深く、特にデンタルネグレクトの発見は、虐待を早い段階で防いでいくうえで重要です。(P9 参照)

3歳は自我が芽生える大切な時期です。何でも自分の思い通りにしたり、親のいうことを聞かなくなり、子ども虐待が増えていく年齢でもあります。

3 歳児 健診

1. 問診結果等の確認

母子健康手帳や保健師、歯科衛生士などによる問診結果等を確認する (担当者に聞く)

区分	確認ポイント	注意するポイント
一般事項	家族構成、出生順位、生活環境	○子どもの養育環境に注意
母子健康手帳	妊娠中、出生後の状況	○未補、産後、母親の年齢、既往歴、経産状況 ○健診、予防接種等の履歴、出席時の状態
発育状況	体重・身長・発育状況	○極端な身体発育不良 ネグレクトの可能性
運動発達	正常な運動発達をしているか	○クレヨンなどで丸、円が書けるか ネグレクトの可能性
精神発達	正常な精神発達をしているか	○年齢や年齢が書けるか ○色や物の大小が理解できるか ○精神発達の遅れ ネグレクトの可能性
生活習慣	う眠りリスクとなる生活習慣の有無	○生活リズム (起床、就寝、食事やおやつ) ○生活習慣 (食事の内容や食べ方、お風呂を食むおやつや飲み物の摂取、お風呂、歯磨きの習慣、歯磨き、仕上げ磨きの習慣、フッ化物配合歯磨剤の使用状況) ネグレクトの可能性
子育て状況	育児の負担感 育児不安	○子育てに余裕があるか ○子育てを継続するモチベーションがあるか ○子育てを支援してくれる人が周りにいるか 子育て支援の必要性
心臓病の有無	○問診票に記載がない場合も歯科医師の立場で尋ねる	

2. 歯科診察の手順と観察

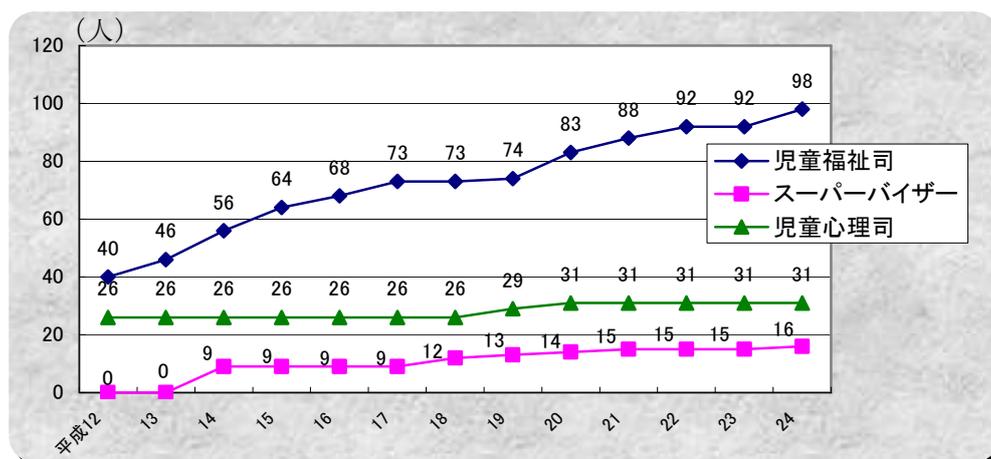
手順	観察するポイント
1 入室時の様子	○歩き方、子どもの表情、親子の様子に不自然な点はないか
2 あいさつ 顔面・顔貌・口腔機能の視診	○あいさつと同時に、顔面の表情、骨格や歯肉の腫脹、口唇腫脹、舌の動きや位置を観察する ネグレクトの可能性 身体的虐待の可能性
3 顔部の視診	○歯科医師の膝の上に幼児の顔面を保持した際に、顔面以外露性腫瘍、傷等がないか観察する
4 患児付き添いの視診	○多量の歯垢付着 デンタルネグレクトの可能性
5 乳歯の萌出状況の視診	○乳歯萌出の遅れ ネグレクトの可能性
6 う蝕・齲齳修復 (CO) の視診	○歯肉にう蝕が多い、重度のう蝕 ○葉治歯膏の塗布 デンタルネグレクトの可能性
7 口腔粘膜の視診	○重度の歯肉炎 ○口唇、唇炎、小瘡、口唇皸裂、口唇の腫脹 デンタルネグレクトの可能性 身体的虐待の可能性
8 その他の異常の視診	○口腔機能の発達の遅れはないか ○子どもの虐待の兆候はないか

ここまでで「おや、何かおかしいな」という項目があれば
次の診査項目へ進んで下さい

児童福祉司等の増員・職員の資質向上

増加する児童虐待相談に対応するため、本県では、国の児童福祉司の配置基準の改定に合わせ、専門職員の増員を図っています。平成23年度から24年度にかけては、児童福祉司6名、児童福祉司等を指導するスーパーバイザー1名を増員しました。

【県児童相談センターの専門職員数の推移】



また、社会情勢や家庭環境の変化により対応が困難な事案が増加しており、児童相談所には高い専門性が求められています。

本県では、こうした事案に適切に対応するため、児童相談センターに児童虐待対応弁護士や児童虐待対応精神科医師を設置するとともに、児童福祉司や児童心理司の資質向上に努めています。平成23年度は、名古屋市が実施する研修へ参加するとともに、国の「安心こども基金」を活用して、研修機会の拡大に努めました。

しかし、近年の児童福祉司の大幅な増員に伴って若年化が進み、経験年数が少ない職員が増加していることから、今後も引き続き、新任職員研修や専門職種別研修の充実を図り、専門性の向上に努める必要があります。